

福島県省エネ家電購入応援事業業務委託仕様書（案）

本仕様書は、福島県が発注する省エネ家電購入応援事業を受託する者の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 事業の目的

エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

2 委託事業名

福島県省エネ家電購入応援事業

3 委託期間

契約締結日から令和5（2023）年8月21日（月）

4 業務の内容

以下の仕様に基づき本事業に係る業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定するものとする。

（1）キャンペーンの概要

ア 名称

福島県省エネ家電購入応援事業

イ 概要

実施期間中、対象店舗（4（7）を参照）において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたキャッシュレス決済サービスのポイント、商品券及び汎用型プリペイドカード（以下、「ポイント等」という。）を交付

ウ 対象者

福島県内に居住する者（個人）

エ 対象製品及び対象基準

支援対象とする製品及び基準は次のとおりとする。

（ア）統一省エネラベル星4以上（旧基準）のエアコン

（イ）統一省エネラベル星2つ以上の冷蔵庫

（ウ）統一省エネラベル星4つ以上のLED照明器具

（エ）統一省エネラベル星4つ以上のエコキュート（寒冷地仕様の場合は星3.5以上）

オ 委託料

9億円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。委託料のうち、ポイン

ト等交付額を除く事務費等については、1億6千万円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

また、委託料の支払いは実績によるものとする。

（2）事業の実施期間

対象店舗の募集期間、対象製品の購入がポイント等交付の対象となる期間（購入対象期間）及びポイント等交付申請受付期間は、以下を基本とし、委託契約締結後、県との協議により決定するものとする。

なお、ポイント等交付申請受付期間については、ポイント等の交付状況等により、県と受託者の協議により期間を変更する場合がある。

ア 対象店舗の募集期間

令和5（2023）年1月中旬から3週間程度

イ 購入対象期間

令和5（2023）年2月中旬から令和5（2023）年7月中旬まで

ウ ポイント等交付申請受付期間

令和5（2023）年2月中旬から令和5（2023）年7月中旬まで

エ ポイント等付与期間

令和5（2023）年2月中旬から令和5（2023）年7月末まで

（3）事務局の設置

受託者において、以下のア～ウに基づき事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。

イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

（4）専用サイトの設置及び維持・管理

ア 事業に係る専用サイト（ホームページ）の設置

次の内容・機能をもつ専用サイトを設置し、委託契約が終了するまでの間、適切に維持・管理すること。

（ア）専用サイトの内容

- ・事業内容の告知
- ・省エネ家電導入のメリットを伝える内容
- ・対象店舗リストの閲覧・検索
- ・対象製品リストの閲覧・検索
- ・キャンペーンへの参加を希望する店舗からの登録申請受付

- ・対象製品購入者からのポイント交付申請受付
- ・申請者に分かりやすく申請方法を伝える内容
- ・質問事項の受付、FAQ（よくある質問事項）の掲載
- ・県が指定する情報へのリンク

（イ）専用サイトの要件

- ・利用者が閲覧しやすいものとする。特に、スマートフォン等の小型の端末で閲覧した場合に適切な表示サイズ、レイアウト等に変更される等、スマートフォンユーザーにも配慮したものとする。
- ・Windows、MacOS、iOS、AndroidのOSに対応する主要なブラウザ（MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox、Safari等）で閲覧可能であること。
- ・個人情報を取り扱うことから、システムのセキュリティ対策については、最新の情報を基に万全の対策を実施すること。
- ・専用サイトの作成に当たっては、構成・デザイン等の案を県に提出の上、県と協議して内容を決定すること。

イ 県管理用画面の設置

（ア）随時のポイント交付状況が確認できる管理用画面を用意し、日別、店舗別、品目別、ポイント種別等の区分ごとに最新のポイント交付件数・額が確認できるようにすること。

（イ）県管理用画面は、県担当者及び事務局スタッフ以外の者が閲覧できないようにすること。

（5）コールセンターの設置及び運営

キャンペーンに関する各種問い合わせに電話対応するコールセンターを設置し、その運営を行うこと。

なお、コールセンターについての基本的事項は以下のとおりとすること。

ア コールセンターの開設期間

次の（ア）及び（イ）の期間中の毎日の午前10時から午後8時までとする。

（ア）店舗向けコールセンター

- ・対象店舗の募集期間中（1月中旬から3週間程度）
- ・購入対象期間開始（2月中旬）から令和5（2023）年7月中旬まで

（イ）利用者向けコールセンター

- ・キャンペーンの告知開始から令和5（2023）年7月31日（月）まで

イ 共通事項

（ア）コールセンターの運営に必要な電話設備等の一切については受託者が用意すること。

（イ）頻出する問い合わせ事項についてはFAQとしてまとめ、専用サイト上に掲載す

ること。

(ウ) F A Qの内容は、随時更新することとし、内容について事前に県の承認を得ること。

(6) キャンペーンに係る広報

広報に当たっては、専用サイトへのコンテンツ掲載や、ポスター、チラシ等の広報物の作成・配布、各種メディアを活用した事業周知等、県民及び店舗等へ効果的な広報を行い、事業の認知度向上を図ること。

(7) キャンペーン対象店舗の募集及び登録等

ア 対象店舗

対象店舗は、次の(ア)から(オ)の要件を満たすものとする。また、登録申請は、専用サイトからのオンライン申請を基本とするが、店舗からの個別協議により、やむを得ないと認められる場合には、紙による登録申請も受け付けること。

対象店舗の登録を受けるには、次の(ア)から(オ)の要件を満たす必要がある。

(ア)から(オ)の基本要件に加え、(カ)及び(キ)の要件を満たす店舗については、登録申請において「地域協力店」の区分による登録を選択することができる。

【基本要件】

(ア) 福島県内に所在する家電を販売する実店舗（営業所等を含む）であること。EC店舗等は対象外とする。

(イ) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内をすること。

(ウ) キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝、消費者への説明、申請補助、助言等）を行うこと。

(エ) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。

(オ) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を順守すること。

【地域協力店要件】

(カ) 本店が福島県内に所在すること

(キ) 中小企業等であること

イ キャンペーンに参加する店舗の募集

(ア) 業務委託契約締結後速やかに、対象店舗の募集を開始すること

(ウ) 募集期間は3週間程度を基本とし、県との協議により決定すること。

ウ 対象店舗の登録・公表

(ア) 専用サイトから店舗の申請を受け付け、要件を満たす店舗を対象店舗として登録し、対象店舗のリストを専用サイトへの掲載等により周知すること。

(イ) 対象店舗のリストについては、通常店又は地域協力店の区分により分類するほか、市町単位で整理する等、利用者が閲覧しやすいものとするよう工夫を施すこと。

エ 対象店舗への印刷物等の送付及び説明

対象店舗の登録後、速やかに対象店舗に次の(ア)～(エ)の印刷物等を送付するほか、説明会の実施等により対象店舗へ本事業の説明を行うこと。

なお、説明については、事業内容や依頼事項を盛り込んだ説明動画を用意する等、対象店舗が内容を確認できるよう工夫を施すこと。

(ア) キャンペーンの趣旨及び内容並びに対象店舗において必要なオペレーションを説明するマニュアル

(イ) 対象製品購入者がポイント等の交付を申請する際に入力が必要となる一意のコードを付したチケット（以下「キャンペーンチケット」という。）

(ウ) キャンペーン用ポスター、チラシ、ステッカー、ポップ

(エ) 県から受託者にあらかじめ送付するデータにより作製する印刷物

オ 対象店舗の登録取消し

次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに県に報告し、県が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとする。

(ア) 法令、条例等に違反している場合

(イ) 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合

(ウ) その他、対象店舗として不適当と認められる場合

カ キャンペーンの終了に関する店舗への周知

予定より早期に申請総額が予算額に達する場合は、キャンペーンを終了することを対象店舗に速やかに周知すること。

(8) 申請者へのポイント等交付

ア 対象製品リストの作成・更新

(ア) 受託者は委託契約締結後速やかに、県が指定する対象基準に該当する対象製品リスト（エクセルファイル等）を作成し、県に提出すること。

(イ) 受託者は、専用サイトに対象製品リストを掲載し、1週間に1回以上の頻度で当該リストを更新すること。

(ウ) 対象製品リストの更新に当たっては、「省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp>）」の省エネ性能カタログ電子版に掲載される製品のうち、県が設定する条件に該当する製品を抽出すること。

イ ポイント等の種類

キャッシュレス決済サービスのポイント5種類以上及び商品券又は汎用型プリ

ペイドカードを1種類以上選択できること。

ウ ポイント等の交付額

対象品目及び性能に応じて県が決定する額をポイント基本額とし、ポイント等の交付額は通常コース、ポイント2倍コース（コース名は仮称）の区分により、次のとおりとする。

※ ポイント基本額

- ・エアコン：冷房能力（kW）に応じて3段階程度で設定
- ・電気冷蔵庫：容量（L）に応じて3段階程度で設定
- ・LED照明器具：定額
- ・エコキュート：定額

(ア) 通常コース

- ・ポイントによる交付：ポイント基本額と同額
- ・商品券等による交付：上記から一定ポイントを除いた額

(イ) ポイント2倍コース

「地域協力店」に区分される対象店舗から対象製品を購入した場合は、下記のポイント等の額を適用する。

- ・ポイントによる交付：ポイント基本額の2倍の額（予定）
- ・商品券等による交付：上記から一定ポイントを除いた額

エ ポイント等交付に係る手続き

ポイント等の交付申請手続は、専用サイトからのオンライン申請とすること。

ただし、電子申請が困難な場合は申請用紙に必要事項を記入し、添付書類と併せて事務局に郵送することとする。

また、申請方法の決定に当たっては、転売目的の購入等不正な申請を防ぐための措置を講ずるとともに、事業の趣旨を踏まえ、利用する者にとってできる限り簡単かつ分かりやすい方法とすること。

(ア) ポイント等交付の流れ

- ①対象店舗は、対象製品購入者にキャンペーンチケットを交付
- ②購入者がパソコン、スマートフォン等から専用サイトにアクセスし、必要情報を入力
- ③事務局において申請データを受信し、内容を審査
- ④申請内容が適当と認められる場合は、ポイント等の交換に必要なコード番号等を購入者に電子メール等にて送信（商品券等を選択した場合は郵送）

(イ) 申請時に入力又は添付が必要となる項目

次にある申請時に入力が必要となる項目及びポイント付与時に入力が必要となる項目について、申請フォーム等に設定すること。

なお、キャンペーン開始前に①～③に記載した項目以外に必要なが生じた場合は、

県との協議により追加することができることとする。

【申請時に入力が必要となる項目】

①申請者情報

氏名、フリガナ、年代（※）、住所、電話番号、メールアドレス、申請コース

②購入情報

対象製品購入日（※）、購入店舗（※）、買い替え又は購入（※）、購入品目（※）、製品型番（※）、対象製品の購入金額、買い替えの場合における今までの使用製品の購入年（※）

③添付資料

購入した対象製品のレシート及びメーカー保証書の画像、設置前後の設備設置画像（LED照明器具の場合）

※についてはプルダウン等による選択式とすること。

【ポイント付与時に入力が必要となる項目】

・県が設問を指定するアンケートへの回答

オ ポイント等交付申請に係る審査

受託者は、対象製品購入者からポイント等の交付申請があったときは、キャンペーンチケットによりポイント等交付の対象であることを確認の上、申請データに係る入力内容及び添付書類に基づき、以下の審査を行うこと。

(ア) 必要項目（添付書類含む。）に不足がないこと。

(イ) 申請者が福島県民であること（入力により確認）

(ウ) 購入品が対象製品であり、新品購入であること。（入力、レシート、保証書により確認）

(エ) 購入日が対象期間内であること。（入力、レシート、保証書により確認）

(オ) 購入先が対象店舗であること。（入力、レシート、保証書により確認）

(カ) ポイント2倍コースを選択している場合は、地域協力店での購入であること。

カ ポイント等の交付

審査の結果、適当と認めるものについては、有効な申請があった日から起算して2週間程度以内に申請者に対しポイントの交換に必要なコード番号等又は商品券等を交付すること。

なお、申請内容や添付書類に不備がある等の場合には、申請者に確認の上、入力内容の修正や添付書類の追加提出を受け付ける等の対応を行うものとするが、ポイント等の交付が不適と認められる申請については、申請者に対し、ポイント等交付が不可の旨及びその理由について、電子メール等により通知すること。

(9) 事業の効果検証

ポイント等付与期間終了後、以下の事項をまとめた報告書を県に提出すること。

ア ポイント等付与状況について購入品目、店舗（規模・業種別）、エリア等で集計し

たもの

イ 本事業の効果について、ポイント等の付与を受けた者の申請情報及び対象店舗へのアンケート結果を踏まえ検証した結果（アンケートの内容は県と協議して決定すること。）

※検証に当たっては「省エネ製品買換ナビゲーション しんきゅうさん」

[\(https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/\)](https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/) 等を活用すること。

(10) スケジュール

事業実施に係るおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、県と受託者が協議の上、決定する。

- ・令和4(2022)年12月上旬 公募型プロポーザル開始
- ・令和4(2022)年12月下旬 受託事業者決定、委託契約締結
- ・令和5(2023)年1月中旬 対象店舗募集開始（3週間程度）
- ・令和5(2023)年2月中旬 購入対象期間及びポイント等交付申請受付開始
- ・令和5(2023)年7月中旬 ポイント等交付申請受付終了（状況により変更の可能性あり）
- ・令和5(2023)年7月末 ポイント等付与期間終了（状況により変更の可能性あり）
- ・令和5(2023)年8月中旬 受託者から県へ実績報告書を提出

5 委託費の支払い等

概算払を可能とする。なお、委託料の精算方法については、委託契約書の規定による。

6 成果品の提出等

(1) 成果品

ア 実施報告書（事業の効果検証結果を含む）A4版 紙媒体及びDVD-ROM 2枚

イ 業務実施に当たり収集及び作成したデータを格納したDVD-ROM 2枚

(2) 提出期限

令和5(2023)年8月21日(月)

(3) 提出場所

福島県生活環境部環境共生課

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、本事業に関係する対象店舗に対し、感染防止対策を徹底させること。
- (4) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の

適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

- (5) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
- ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (6) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (7) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (8) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由が生じたときは、両者協議により決定すること。